

## 第3章 施工・調達監理

### 1. 施工・調達監理

業者契約の締結後、コンサルタントは、発注者（被援助国）の受任者として当該契約が適正かつ円滑に履行されるように契約業者の業務を監理することになります。

2016年1月調達ガイドライン適用案件については、コンサルタントの業務内容はコンサルタント契約（General Conditions of Agreement for Consulting Serviceおよび各契約のSpecial Conditions of Agreement）において包括的に規定されており、コンサルタントは施工・調達監理の対象となる施工および調達契約書の内容について十分に理解したうえで、これら契約書に規定されるコンサルタントの業務を履行することが求められます。また、無償資金は、供与期限が定められているため、当該契約業務が契約履行期限内に履行され、契約金額の支払（贈与実行）が供与期限内に完了するよう留意してください。

なお、アフリカ地域の土木施設案件及びその他の地域の大型土木施設案件については、2016年7月以降、発注者（被援助国）、コンサルタント、施工業者及びJICAによる、工事品質の確保に向けた情報共有を目的とした「工事品質管理会議」を設定しています（参考資料18 工事品質管理会議実施要領）。これは、従来の現地レベルでの会議とは異なり、コンサルタントの業務主任、施工会社の本社責任者、JICAの参加を前提とする会議となります。「工事品質管理会議」設置対象案件については、施主とのコンサルタント契約および施工・調達契約に反映するとともに、コンサルタントは事務局業務を行うこととなります。会議開催前には、会議で情報共有及び協議すべき事項を整理し、発注者と対応を協議し、また、JICAとも調整を行うことが求められます。

施工・調達監理段階での主な留意点は以下のとおりです。

#### （1）施設建設案件の場合

##### 1）工事内容の確認

当該工事が、契約書で規定される仕様書、設計図等に則って所定の品質を確保しながら正しく施工されることを監理するのが施設案件での施工監理の目的です。施工監理はコンサルタントが作成する施工監理計画書<sup>1</sup>に従って行われますが、その内容は発注者（被援助国）、施工業者との間で共有される必要があります。具体的には、資材の品質、規格、施工物の品質や出来形等が契約書に規定されているものと相違ないかを確認します。万一、契約書に規定されている内容を満たさない場合は、技術的観点からそれが許容範囲内であるかを判断し、発注者（被援助国）が容認するか

<sup>1</sup> 施工監理計画書（supervision plan）の作成は、施主とコンサルタントとの契約書においてコンサルタント業務の一部として規定されています。

否かについて確認します。なお、設計変更該当する場合は、後述の「2. 設計変更」に従ってください。

また、説明責任を果たすために、品質管理データ・写真等の工事記録が適切に整理・保管されているか等について施工業者を監理することも重要となります。

加えて、良好な労働環境を確保するとともに、工事関係者のみならず、視察者の往訪時などに、その安全についても後述のとおり十分に配慮してください。

## 2) 工程の監理

当初工程計画に沿って、工期内に工事を完了させることが重要となります。

また、発注者(被援助国)の負担工事や工事完了後の円滑な運用のために、発注者(被援助国)が行うべき事項については、その進捗について随時把握し、問題が顕在化する場合は早めにJICAにも相談してください。

なお、戦争や内乱、地震や洪水等による業者の責によりがたいやむを得ない事情が発生し、工期内完了が困難と予測される場合は、契約書に基づき対応するとともに、善後策につきJICAにご相談ください。

## 3) 機材の据付及び操作指導

新たに施工される施設に機材が据付けられる場合には、施設と機材の「取り合い」に留意し、当該施設が機材の据付までに十分な程度までに施工されるか、また、機材の安全な一時保管場所の確保が重要となります。当該施設の施工が遅れる場合には、機材調達工程の調整が必要となることもあります。特に発注者(被援助国)の負担工事による施設整備がある場合には注意が必要です。

契約業者により行われる据付や操作指導、保守マニュアル等の引き渡し等が確実に行われるよう監理することも重要となります。

なお、実施状況の確認のため施設建設案件の場合、JICAは、国際協力専門員/企画調査員(資金協力)を派遣しています(参考資料15「資金協力技術アドバイザー/企画調査員(資金協力)による実施状況調査について」参照)。

## (2) 資機材案件の場合

### 1) 船積時

コンサルタントは、契約業者が契約上明記されている船積期限(明記されていない場合は履行期限)内の調達・製作等を行い、コンサルタントによる船積前検査を適時に受けられるよう監理してください。

また、コンサルタントは、資機材の輸送状況を契約業者から確認し、常に最新状況を把握してください。通関や受け取りが円滑に行なわれるよう、被援助国当局に発注者を通じて働きかけ等を行なってください。

### 2) 第三者機関による船積資機材(契約上船積み時に資金の支払いが行われる資機材)

## の確認

契約上船積時に資金の支払いが行われる資機材については、以下のとおり第三者検査機関による資機材リストと調達資機材の船積時における照合・検査を条件としています。

- ア. 検査義務      コンサルタントが発注者(被援助国)との間で締結するコンサルタント契約の一条項として、第三者検査機関に検査業務を委託することを規定する。コンサルタントは、第三者検査機関との間で当該業務に係る契約を締結する。
- イ. 検査内容      資機材の内容及び数量に関して、契約書の資機材リストと船積み書類との照合、及び船積機材と船積書類との照合を第三者検査機関が船積み前に実施する。現地引渡時ではなく、鉄道輸送時の Rail Transport Document、空輸の場合の Air Waybill、およびそれらの組み合わせによる輸送の輸送書類により支払われる場合も含む。
- ウ. 検査方法      コンサルタントは、第三者検査機関から検査報告を受ける。コンサルタントは、検査報告書の内容を確認の上、契約書の資機材リストと船積み資機材に齟齬がない場合、契約業者に検査報告を発行する。なお、この検査報告は、契約業者が資機材費を請求するときの提出書類のひとつとなる。
- エ. 検査費用      この検査に必要な費用は、コンサルタント契約の契約金額に含まれる。なお、この検査において船積資機材と契約書資機材リストとの間に齟齬が発見された場合、再検査を要することになるが、追加の費用が生じた場合は契約業者が負担することになるので、その内容については業者契約に規定することになる。
- オ. 検査機関      検査を委託する検査機関については、当該コンサルタントでも契約業者でもない実績・信用のある第三者機関とする。

### 3) 資機材の現地到着後

資機材の現地受け取り時には、発注者(被援助国)立会いのもと検収が実施され、コンサルタントが資機材の品目、数量、仕様の照合、不具合の有無を確認します。なお、業者契約に規定されている据付や操作指導、保守マニュアル等の引き渡し等が確実に行われるよう、契約業者を監理することも重要となります。